

# 千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金交付要綱

平成26年9月25日制定

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している市内の私立保育園及び私立幼稚園について、当該施設に勤務する者が幼稚園教諭免許状又は保育士資格(以下「幼稚園教諭免許状等」という。)を取得するために要した経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(対象施設)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、第3条に定める対象従事者を雇用している本市に所在する施設であって、次の各号のいずれかに該当する施設(幼保連携型認定こども園に移行した場合や、他の施設と統合した場合等は移行後の施設を含む。)とする。

- (1) 幼保連携型認定こども園
- (2) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している私立保育園
- (3) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している私立幼稚園

(対象従事者)

(対象従事者)

第3条 本事業の対象従事者は、対象施設に勤務している次の各号に掲げる者であって、別表1に定める要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 保育士資格を有し、保育士登録をされている者であって、幼稚園教諭免許状を有していないもの(幼稚園教諭免許状を有していない保育士)
- (2) 幼稚園免許状を有している者であって、保育士資格を有していないもの(保育士資格を有していない幼稚園教諭)

(幼稚園教諭免許状等の取得方法)

第4条 幼稚園教諭免許状等の取得方法については、別表1に定めるところによる。

(対象経費)

第5条 本事業の対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 養成施設受講料等

対象施設が、対象従事者の幼稚園教諭免許状等を取得するために、幼稚園教諭又は保育士を養成する大学やその他の施設（以下「養成施設」という。）に支払った費用のうち、養成施設の長が証明する養成施設の受講に必要な入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費に係る消費税とする。

ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 養成施設が定める修業年限を超えて受講した場合に必要な費用

オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学校債権等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等

ク クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）

ケ 第11条に定める交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料

(2) 代替雇上費

対象従事者の幼稚園教諭免許状等取得に伴い、養成施設受講にあたり代替として雇い上げた幼稚園教諭又は保育士（以下「代替幼稚園教諭等」という。）に係る雇上費とする。ただし、次に掲げる場合は対象外とする。

ア 受講期間中、対象従事者に対して、給与が支払われない場合

イ 養成施設が定める修業年限を超えて受講する場合

（補助額）

第6条 補助額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 養成施設受講料等

対象従事者1人につき養成施設の受講に際して対象施設が要した経費に2分の1を乗じて得た額と、10万円を比較していずれか少ない方の額（10円未満切捨）

(2) 代替雇上費

1日当たり7,690円を上限とする。

(保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施計画の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象施設は、市長が指定した期日までに千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)に別表2に定める書類を添付して、市長に提出すること。

(実施計画書の確認)

第8条 市長は、前条の規定による実施計画書の提出を受けた場合は、内容を審査し、本事業の対象と決定したときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施決定通知書(様式第2号。以下「実施決定通知書」という。)により対象施設に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、事業の対象と決定しないときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施計画不決定通知書(様式第3号。以下「不決定通知書」という。)により対象施設に通知する。

(実施計画内容の変更)

第9条 前条第1項の規定による実施決定通知書を受けた対象施設(以下「補助対象施設」)が、実施計画書の内容等を変更する場合は、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施計画変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施計画変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認められたときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業実施計画変更不承認通知書(様式第6号)により、補助対象施設に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第7条第1項または前条第1項の規定による申請を取下げようとするときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金実施計画取下げ申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金実施計画取下げ承認通知書(様式第8号)により、補助対象施設に通知するものとする。

(交付申請の時期)

第11条 補助金の交付申請は、対象従事者が幼稚園教諭免許状を授与された日又は保育士登録

された日から、その日の属する年度終了までの間に行わなければならない。

(交付の申請)

第12条 補助対象施設は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、前条に定める時期に従い、千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金交付申請書(様式第9号)に別表3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第13条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。

(2) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第14条 市長は、第11条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第10号)により補助対象施設に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、千葉県保育教諭確保のための幼稚園免許状等取得支援事業補助金不交付決定通知書(様式第11号)により補助対象施設に通知するものとする。

(事業の廃止)

第15条 補助対象施設は、事業の完了前に当該事業を廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、補助対象施設は「千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業廃止申請書」(様式第12号)を市長に提出することとする。

3 市長は、前項による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、「千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業廃止承認通知書」(様式第13号)により補助対象施設に通知することとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助対象施設が次の各号に掲げる事由に該当するときは、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を事業目的外の用途に使用したとき

(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象施設に対し、「千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知することとする。

(額の確定通知)

第17条 規則第13条の規定による通知は、第13条第1項の規定による交付決定通知書の交付をもって、額の確定通知があったものとみなす。

(交付の請求)

第18条 第13条第1項の規定により、通知を受けた補助対象施設が第5条に規定する対象経費について補助金の交付を受けようとするときは、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金交付請求書（様式第15号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(返還命令)

第19条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業補助金返還命令書（様式第16号）による。

(補則)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月13日から施行し、平成27年4月1日より適用する。ただし、平成27年4月1日前に第8条の規定による実施決定通知を受けた場合については、なお従前の例による。

2 千葉市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、平成27年4月1日前に旧要綱第8条の規定による実施決定通知を受けた場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。



別表 1

対象従事者	第3条第1項に定める幼稚園教諭免許状を有していない保育士	第3条第2項に定める保育士資格を有していない幼稚園教諭
対象従事者の要件	<p>(1) 教育職免許法(昭和24年法律第147号)附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度(以下「特例制度(幼稚園教諭)」という。)の対象であること。</p> <p>(2) 市長が定める期間中に養成施設において幼稚園教諭免許状に必要な科目を受講し、必要科目を全て修得すること。また、科目の修得後、教育免許法附則第19項により、幼稚園教諭免除状を取得すること。</p> <p>(3) 対象従事者が第7条に定める『実施計画書』を提出した日から、幼稚園教諭免許状が授与された日から起算して1年を経過する日まで、継続して当該対象施設に勤務すること。</p> <p>(4) 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。</p>	<p>(1) 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知)別表の②③に基づく保育士資格取得の特例制度(以下、「特例制度(保育士)」という。)の対象であること。</p> <p>(2) 市長が定める期間中に養成施設において保育士資格取得に必要な科目を受講し、必要科目を全て修得すること。また、科目の修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により、試験の全てを免除され保育士資格を取得すること。</p> <p>(3) 対象従事者が第7条に定める『実施計画書』を提出した日から、保育士登録された日から起算して1年を経過する日まで、継続して当該対象施設に勤務すること。</p> <p>(4) 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。</p>
資格取得方法	特例制度(幼稚園教諭)に基づく講座・科目を開設している養成施設での受講により幼稚園教諭免許状を取得すること。(過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得	特例制度(保育士)に基づく講座・科目を開設している養成施設での受講により保育士資格を取得すること。(過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆



	するものも対象とする。)	記試験科目（同項第2号の教育原理及び第5号の保育の心理学を除く。）に相当する科目を修得することにより保育士資格を取得するものも対象とする。)
--	--------------	--

別表2 「実施計画書の添付書類」

番号	添付書類
1	対象従事者の履歴書の写し
2	対象従事者の保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し
3	対象従事者が幼保連携型認定こども園等で勤務していることがわかる書類 ※雇用契約書の写し、社会保険等の加入が分かる書類、賃金台帳の写し等
4	養成施設に係る書類 ・養成施設に在学していることが確認できる書類 ※実施計画書の提出時に在籍していない場合は、受講開始後速やかに提出すること ・養成施設の名称及び概要、修業年限及びカリキュラム等がわかる書類

別表3 「交付申請書の添付書類」

番号	添付書類
1	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業完了報告書 (別紙1)
2	養成施設の長が発行する対象経費の領収書
3	対象従事者が取得した幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し
4	対象従事者及び代替幼稚園教諭等の出勤簿の写し
5	対象従事者及び代替幼稚園教諭等の賃金支払いの確認ができる書類